

加 監 公 表 第 7 号

令和4年7月22日

加古川市監査委員 藤田 隆司

加古川市監査委員 北本 敏

加古川市監査委員 西村 雅文

加古川市監査委員 稲次 誠

## 監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和4年5月26日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

## 1 請求人

(住所・氏名 省略)

## 2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和4年5月26日付けで受理した。

## 3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

### (1) A町内会に交付した令和3年度加古川市地域敬老事業補助金（以下「本件補助金」という。）について

#### ア 本件補助金に係る70歳以上の高齢者の人数について

A町内会は、本件補助金の交付を受けるにあたり、加古川市（以下「市」という。）へ提出した実績報告書（以下、補助事業実績報告書及びこれに添付された書類を示していると解す。）に、本件補助金の対象となる70歳以上の高齢者の人数を455人と記載している。令和2年度加古川市地域敬老事業補助金における実績報告書には448人と記載しており、令和3年度は7人増えている。B公民館エリアささえあい協議会（A町内会を含む。以下同じ。）は、令和2年度に70歳以上の高齢者を対象としたアンケート調査を実施しているが、当該アンケート調査の対象である70歳以上の高齢者の人数は666人であり、そのうちA町内会の対象者数は415人であると推測される。したがって、当該アンケート調査を基に令和3年度におけるA町内会の70歳以上の高齢者の人数を算出すると、415人から7人増えた422人であると推測され、実績報告書に記載の対象者数455人は33人多いこととなる。

また、実績報告書に記載の対象者数455人は、令和3年度の加古川市地域敬老事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表2「補助団体における70歳以上の高齢者人数（人）」欄の「451～550」の区分に該当し、190,000円の補助金の交付決定がなされている。しかしながら、対象者数が422人であれ

ば「351～450」の区分に該当し、補助金の交付決定額は160,000円になるため、本件補助金における実績報告書は虚偽の内容を含んだ報告であると思われる。加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）第18条第1号において、補助事業者が「偽りその他不正な手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。」は、補助金等の交付の決定を取り消すことができる定められている。よって、当該補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めるべきである。

#### イ 法律違反をしていることが確認できる実績報告書について

A町内会は、敬老記念品を購入した店舗から敬老記念品を入れるためのビニール袋（以下、有料化が義務付けられているプラスチック製の買物袋と解す。）の無償サービスを受けているが、ビニール袋を無償で配布する行為は法律違反である。法律違反をしていることが確認できる実績報告書に基づき、本件補助金を交付することは問題であり、規則第18条第1号に抵触している可能性があるため、当該補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めるべきである。

#### (2) 加古川市地域敬老事業補助金制度（以下「本件補助金制度」という。）について

A町内会は毎年、地域敬老事業の対象者を把握するために70歳以上の高齢者の在宅調査を行っており、世帯主氏名と70歳以上の氏名を記入した在宅調査票を町内会へ提出することで当該事業の対象としている。また、町内会役員等が個人情報を漏洩する可能性も考えられることから、町内会へ個人情報を提供することを前提とした本件補助金制度は問題である。

よって、次の措置を求める。

- ・ 本件補助金の返還
- ・ 本件補助金制度の廃止

#### 4 監査の実施

##### (1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

##### ア 本件補助金の支出について

市が本件補助金を支出したことは違法又は不当であるか。

なお、法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添え、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止・是正、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

請求人が求める措置のうち、「本件補助金制度の廃止」については、違法又は不当な財務会計上の行為の防止や是正等ではなく、同項に定める住民監査請求の対象となる必要な措置に当たらない。よって、監査の対象としない。

##### (2) 監査の対象部

福祉部

##### (3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和4年6月16日に請求人から陳述を受けた。

##### (4) 監査の対象部に対する調査

福祉部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和4年6月16日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容等はおりのとおりである。

加古川市地域敬老事業補助金の交付は、平成21年度に開始され、令和3年度にお

いては、規則及び要綱に基づき、多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、高齢者の福祉の増進に寄与するため、町内会・自治会等が実施する敬老事業に対して行われたものである。

本件補助金については、令和3年9月3日にA町内会から補助金交付申請書、事業計画書及び収支予算書（以下「本件交付申請書等」という。）を受け付け、審査した後、同日付けで190,000円の交付決定を行っている。その後、A町内会から9月20日に補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施したとして、9月21日に補助事業実績報告書、事業報告書、収支決算書、領収証及び写真（以下「本件実績報告書等」という。）の提出があり、書面審査の結果、実施状況に疑義等はなく、補助金交付条件に適合していることを確認したため、補助金の額を確定し、同日付けで190,000円の確定通知を行ったものである。そして、9月27日にA町内会から補助金請求書兼口座振替依頼書が提出されたため、10月8日に支出した。

要綱第5条第1項に規定する補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内とし、6月1日現在において補助団体の区域内で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により登録されている、又は補助団体に所属する70歳以上の高齢者の人数に応じて、要綱別表2に定める額を限度としている。なお、区域内で住民基本台帳法の規定により登録されている高齢者の人数としているのは、補助事業の対象者を町内会・自治会（以下「町内会等」という。）に所属している高齢者に限定していないためである。また、市から各町内会等に補助事業を案内するにあたり、そのおおむねの区域内において6月1日現在に住民基本台帳法の規定により登録されている地域別対象者数を提供しているが、これは、町内会等が名簿等で把握している高齢者の人数と大きく乖離していないか参考となるよう提供しているものである。A町内会からは令和3年度に実施した補助事業の報告を受けており、対象者数については名簿等、根拠資料の提出は求めているが、収支決算書及び領収証により、報告内容と同数分の記念品の購入を確認していることから、意図的な虚偽記載とは言い難く、不正があるとみなすことはできない。

また、A町内会が敬老記念品を購入した店舗が、ビニール袋を無償で提供したとされる件について、令和2年7月1日からビニール袋の有料化が義務付けられていることは

認識しているが、当該ビニール袋を無償で提供したことについては当該店舗の問題であり、本件補助金の交付とは因果関係はないものと考えられる。

以上のことから、本件補助金の交付は、規則及び要綱の規定に基づき適正に行われたものである。

## 5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 藤 田 隆 司

加古川市監査委員 北 本 敏

加古川市監査委員 西 村 雅 文

加古川市監査委員 稲 次 誠

## 6 監査の結果

(結 論)

本請求を棄却する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

### (1) 本件補助金の支出について

請求人は、市がA町内会に交付した本件補助金の返還を求めていることから、本件補助金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア 本件補助金の支出に係る事務手続について

規則によれば、補助金の交付は、原則として、①補助金を受ける者の交付の申請（第5条）、②市長の審査及び交付決定（第6条）、③市長の決定の通知（第7条）、④補助事業の遂行（第11条）、⑤補助事業の実績報告（第14条）、⑥市長による審査及び補助金額の確定（第15条）、⑦補助金等の交付（第17条）の手順で行われる。

また、要綱において、①補助金の交付の申請には、補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書及びその他市長が必要と認める書類を添えて提出すること（第6条）、②補助事業者は、補助事業終了後、速やかに補助事業実績報告書に事業報告

書、収支決算書、事業に係る領収証等の写し及びその他市長が必要と認める書類を添えて提出すること（第9条）、③実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定すること（第10条）、④補助金の額を確定した後に補助金を補助事業者に交付すること（第11条第1項）、⑤補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書を提出すること（同条第2項）、などが定められている。

関係職員への調査の結果、本件補助金について次のとおり事実を確認した。

(ア) 令和3年9月3日にA町内会から本件交付申請書等が提出された。

(イ) 市は提出された本件交付申請書等を審査した後、令和3年9月3日付けで190,000円の交付決定を行い、A町内会に補助金交付決定書を交付した。

(ウ) 令和3年9月21日にA町内会から本件実績報告書等が提出された。

(エ) 市は提出された本件実績報告書等を審査した後、令和3年9月21日付けで190,000円の確定を行い、A町内会に補助金確定通知書を交付した。

(オ) 令和3年9月27日にA町内会から補助金請求書兼口座振替依頼書が提出された。

(カ) 市は支出命令を行い、令和3年10月8日にA町内会から指定された口座に190,000円を振り込んだ。

よって、本件補助金の支出に係る事務手続きは、規則及び要綱に基づき適正に行われていると判断する。

#### イ 補助事業の対象者数及び補助金の額の算定について

要綱第5条によると、補助金の額は、「補助事業に要する経費に相当する額以内の額とし、当該年度の6月1日現在、住民基本台帳法の規定により補助団体の区域内に登録、もしくは補助団体に所属する、当該年度内に70歳以上となる高齢者の人数に応じ、別表2に定める額を限度とする。」と定められている。

請求人は、本件補助金の対象となる70歳以上の高齢者の人数について、令和2

年度にB公民館エリアささえあい協議会が70歳以上の高齢者を対象に実施したアンケート調査の対象者数を基に算出した人数（422人）より、A町内会が実績報告書に記載した人数（455人）の方が33人多く、A町内会が虚偽の報告をしているため、当該補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めるべきであると主張している。

関係職員への調査によると、補助団体である各町内会等は、地縁団体として行政から独立した存在であって、その構成員について市が管理するものではないことから、補助事業の対象者数は、各町内会等からの申請に基づいて把握している。また、市は町内会等に地域敬老事業を案内するにあたり、「地域敬老事業補助制度に係る各地域別対象者数について」として、そのおおむねの区域内において6月1日現在に住民基本台帳法の規定により登録されている対象者数を提供している。これは、補助事業の実施にあたり、町内会等が名簿等で把握している高齢者の人数と大きく乖離していないか参考となるよう提供しているものであり、交付申請時の対象者数が市から提供した人数を大きく超過している場合は、交付申請をした町内会等に対して人数に差がある理由を聴取することを確認した。なお、市が事前に対象者数について提供したA地域における70歳以上の高齢者の人数は464人であり、A町内会が実績報告で対象者とした455人と大きく乖離していないことを確認した。

さらに、要綱第3条に規定する補助事業の対象者である「補助団体の区域内の高齢者」とは、町内会等の構成員に限ったものではないことから、町内会等に所属していない高齢者を対象に含む事業であっても、要綱第1条に規定する事業趣旨に合致するものであり、制度上問題はないことを確認した。

また、請求人が対象者数の基になると主張する令和2年度にB公民館エリアささえあい協議会が実施したアンケート調査は、町内会員である70歳以上の高齢者を対象に実施した調査であり、当該アンケート調査の対象者数と本件補助金の対象者数について直接の関連はなく、本件補助金の対象者数の算定の根拠とならない。

よって、本件補助金の補助事業の対象者がA町内会の構成員に限られていないこと、また、その対象者数が市から提供された対象者数を大きく超過していないことを勘案すると、要綱第5条の規定に基づいて適正に補助金を交付しており、本件補

助金の額の算定について不合理な点はないと判断する。

#### ウ ビニール袋の無償提供について

請求人は、A町内会が敬老記念品を購入した店舗がビニール袋をA町内会に無償で提供しているが、ビニール袋を無償で配布する行為は法律違反であり、法律違反をしていることが確認できる実績報告書に基づき補助金を交付するのは問題であるとしている。また、規則第18条第1号において、補助事業者が「偽りその他不正な手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。」は、補助金等の交付の決定を取り消すことができると定められているため、当該補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めるべきであると主張している。

関係職員への調査により、本件補助金については、本件実績報告書等から対象者数として記載された人数分の敬老記念品が購入されていること及びこの敬老記念品購入に係る費用は要綱第4条別表1に掲げる補助対象経費に該当しており、書面審査においても疑義はなく、補助事業の趣旨に合致していることをもって補助金の額を確定していることを確認した。このように、本件補助金の交付決定は規則及び要綱に基づき適正に行われている。なお、当該店舗がビニール袋をA町内会に無償で提供したことは、本件補助金の交付決定に影響を与えない当該店舗固有の問題である。

よって、A町内会が敬老記念品を購入した店舗が、ビニール袋をA町内会に無償で提供したことは、規則第18条に定める補助金等交付決定の取消事由（「偽りその他不正な手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき」その他、補助金等交付決定の取消事由）のいずれにも該当しないため、当該補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求める必要はないと判断する。

以上のとおりアからウまでを検討した結果、本件補助金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張に理由がないと判断する。